

答申意第14号
令和2年3月26日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿
(市町村課扱い)

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会
会長 野田 健太郎



「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る意見について（答申）

令和2年1月6日付け市町村第673号であった標記の諮問案件について、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、概ね適切に行われていることを認めます。

なお、答申にあたっては、下記のとおり付言します。

記

委託先事業者及び再委託先事業者の管理については、委託先事業者等において、県と同等の安全管理措置が行われるよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）」等に基づき、今後とも必要かつ適切な監督を行うこと。